

後期高齢者医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方、または一定の障がいのある65歳以上の方を対象とした医療保険制度です。

令和5年度の後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に郵送します。保険料額は、秋田県後期高齢者医療広域連合が令和4年中の所得に応じて決定しています。

令和5年度の後期高齢者医療保険料

保険料 (年額)

||

均等割額 44,310円

+

所得割額 *
(4年中の総所得金額-43万円)×8.27%

※総収入額から必要経費や公的年金控除を引いた金額

保険料が軽減される場合があります

①所得が低い世帯の方

被扶養者と世帯主の所得に応じて均等割額が軽減されます。

②社会保険などの被扶養者であった方

所得割額がかからず、均等割額が5割軽減されます。(制度加入後2年間のみ適用)

軽減後の均等割額 (改定後)

帯主と被保険者の総所得金額などが 下記の基準を超えない世帯	令和5年度から	
	軽減割合	均等割額
43万円 + (給与・年金所得者等の数-1) × 10万円	7割	13,293円
43万円 + (給与・年金所得者等の数-1) × 10万円 + 29万円 × 世帯の被保険者数	5割	22,155円
43万円 + (給与・年金所得者等の数-1) × 10万円 + 53万5千円 × 世帯の被保険者数	2割	35,448円

●保険料の納め方

特別徴収

年金支給月(偶数月)に年金からの差し引きによる納付となります。

普通徴収

納付書または口座振替で納めます。

保険料を納付書で納めている方は、納め忘れの心配がない

く、納付の手間を省ける口座振替をお勧めします。

市内各金融機関や市役所で随時申し込みができます。

※普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円以下の方、老齢福祉年金のみ受給中の方などです。

※年度途中に納付対象となった方は、郵送する納付書で納めてください。

●年金からの差し引きが停止される場合があります

例年、特別徴収されている

方であっても、介護保険料などの状況によっては、年金差し引きが停止され、納付書が同封される場合があります。

通知が届き次第、納付方法をご確認ください。

●口座振替への変更について

市内各金融機関や市役所で随時、申し込みができます。

●特別徴収の方

金融機関で手続きの後、本人控えを本庁舎1〜4番窓口または二ツ井町庁舎2番窓口にお持ちください。

●普通徴収の方

申し込み月の翌月分から口座振替になります。

※確定申告の社会保険料控除について：特別徴収の場合、社会保険料控除は本人分となります。普通徴収の場合、本人または生計を一にした親族などが控除対象となり、口座振替の場合は、口座名義

人が控除対象となります。

●納付が困難な場合

災害や失業により著しく所得が減少した場合など、特別な事情により生活に困窮していると認められるときには、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。

問合せ 市民保険課

☎ 89・2159

地域局市民福祉課

☎ 73・2114

